

(別紙様式2)

### 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：宮城県  
農業委員会名：大崎市農業委員会

## I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	16,200	2,300				18,500
経営耕地面積	15,442	1,393	680	29	684	16,835
遊休農地面積	110	37	37			147
農地台帳面積	17,315	2,955	2,876		79	20,270

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	5,981
自給的農家数	1,328
販売農家数	4,653
主業農家数	1,050
準主業農家数	1,497
副業的農家数	2,106

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	6,683
女性	3,217
40代以下	412

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	1,048
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	30
農業参入法人	1
集落営農経営	131
特定農業団体	3
集落営農組織	128

※農業委員会調べ

### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員				合計	
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	40	40	3	1	1	4	9	49
認定農業者		33	3	1		1	5	38
女性		3				3	3	6
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	26	26
認定農業者		21
認定農業者に準ずる者		0
女性		7
40代以下		2
中立委員		2

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	26	26	9

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	18, 500ha	11, 689ha	63.18%
課 題	条件不利地である農地は、担い手の確保が難しく、担い手自体高齢化しているため、一人が耕作できる農地面積は飽和状態となっている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
10, 480ha	11, 689ha	26 ha	78.98%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	認定農業者等担い手に農地をを集積するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携により、利用権設定を推進する。
活動実績	農業委員と農地利用最適化推進委員の連携により、8月から11月にかけて実施した農地の利用状況調査や農地法による現地調査や、基盤法や中間管理事業を推進するため、認定農業者等との話し合いを年間を通して行い、担い手等への利用集積を図るための活動を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	条件不利地の農地の受け手が居ないなど、利用集積を図る上で困難な状況であるが、活動を継続することで農地の適正な活用が図られる。
活動に対する評価	妥当である。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	28年度新規参入者数	27年度新規参入者数
	5 経営体	6 経営体	3 経営体
課題	新規参入に踏み切るためには、栽培技術や販路を含めた確実な経営計画なくしては行うことが出来ず、単発的な給付金やセミナーの開催のみならず、就農後の継続した支援が必要である。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

#### 2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
3 経営体	5 経営体	166%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業委員と農地利用最適化推進委員は、随時行われる担当区域内の会合等に積極的に参加をして啓蒙を図る。
活動実績	農業委員と農地利用最適化推進委員は、市内7地域で年間を通して開催した認定農業者等との話し合いを通して啓蒙を図った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	妥当である。
活動に対する評価	妥当である。

#### IV 遊休農地に関する措置に関する評価

##### 1 現状及び課題

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積(A) 18,500ha	遊休農地面積(B) 147ha	割合(B/A×100) 0.79%
課 題	所有者が貸付を希望しても受けてがない場合は、遊休農地の解消に結びつかない。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

##### 2 平成29年度の目標及び実績

解消目標① 10ha	解消実績② 4ha	達成状況(②/①×100) 40%
---------------	--------------	----------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

##### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	52人	8月～9月
農地の利用意向調査	調査実施時期: 10月～12月			
その他の活動	なし			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		63人	8月～11月	9月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 3月～月	調査結果取りまとめ時期	3月～月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 99筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆
	調査面積: 29ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha	
その他の活動	なし			

##### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農業委員改選等の理由により調査開始が遅れたが、次年度は早期に開始することが必要。
活動に対する評価	遊休農地の所有者に対する情報提供等、年度内の早い時期の通知が必要。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	18,500ha	1.9ha
課 題	広報紙による違反転用に関する認識の強化と、農業委員と農地利用最適化推進委員による利用状況調査や、日々のパトロール活動を通しての監視が必要。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.9ha	0

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	9月と1月の広報誌による周知と、農業委員の日常生活における指導。
活動実績	違反転用農地所有者への直接指導及び農地利用状況調査(8月から11月)の実施等の農業委員会だより(9月と1月)への掲載・周知。
活動に対する評価	広報誌や委員によるさらなる周知を実施することにより、違反転用の未然防止と関係機関連携し、情報収集や共有を図り、早期発見や未然防止に繋げることが必要。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 226 件, うち許可 226 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	親子間の貸借・贈与以外の案件については、一筆毎に農業委員・農地利用最適化推進委員が現地を確認する。積雪等により確認できない場合は、航空写真等により確認する。			
	是正措置	なし。			
総会等での審議	実施状況	申請された内容を農地法に基づいて農地部会で審議し、許可・不許可の決定をする。			
	是正措置	なし。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	なし。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を、閲覧やインターネット等に掲載し公表している。			
	是正措置	なし。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 28日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	なし。			

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 210 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請農地を農地部会の前日に、農業委員・農地利用最適化推進委員と事務局職員が現地調査を行い、その後調査会を開催、検討し後日農地部会において審議している。			
	是正措置	なし。			
総会等での審議	実施状況	申請された内容を、農地法に基づいて農地部会で審議している。事務局より申請内容及び農地転用許可の検討事項について説明を行っている。また現地調査を行った農業委員より、現地の状況及び周辺農地への影響等について説明を行った上で審議を行っている。			
	是正措置	なし。			
審議結果等の公表	実施状況	議事録を閲覧や、インターネット等に掲載し公表している。			
	是正措置	なし。			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	なし。			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		18 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		14 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		5 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		1 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		4 法人
	提出しなかった理由	電話等により提出するよう指導しても、提出までに至らなかった。	
	対応方針	引き続き未提出の農地所有適格法人に対し、電話や文書等により報告書を提出するよう指導していく。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		3 法人
	対応状況	農地所有適格法人報告書の書類の提出時に指導している。	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 647 件 公表時期 平成 30年 1月 情報の提供方法: 農業委員会だよりへの掲載や、農業委員会事務局・事務所の窓口での資料の提供。
	是正措置	なし。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1, 159 件 取りまとめ時期 平成 29年 12月 情報の提供方法: 大崎市統計書
	是正措置	なし。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 18, 500 ha
		データ更新: 随時
	公表: 閲覧申請により公表が可能な範囲	
是正措置	なし。	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 なし。 〈対処内容〉 なし。
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 なし。 〈対処内容〉 なし。

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## Ⅷ 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

ホームページ

その他の方法で公表している

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 11 件

提出先及び提出した意見の概要	「農地利用の最適化と競争力のある担い手の育成に向けて」をテーマに、宮城県農業会議が市町村農業委員会等の意見を積み上げ、平成29年10月12日に宮城県知事等に対して意見書(17項目)を提出している。 また、大崎市農業委員会として、地域農業者の意見を積み上げ、平成29年10月16日に大崎市長に対し、大崎市の農政に対する政策提案書(9項目)を提出している。
----------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 3 活動計画の点検・評価の公表

ホームページ

その他の方法で公表している